

各高齢者施設管理者 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長
(公 印 省 略)

インフルエンザの流行期入りに伴う感染対策について

日頃から、本県の高齢者福祉行政への御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県内では、インフルエンザ患者の報告数が増加しており、令和 8 年第 35 週（8 月 24 日～8 月 30 日）の感染症発生動向調査において、県内の定点医療機関当たり報告数が流行期入りの目安である 1.00 を超え、1.09 となりました。また、第 38 週（9 月 14 日～9 月 20 日）には 4.00 となり増加が続いているほか、学校における集団発生も確認されています。

今シーズンは昨シーズンより 1 か月以上早く流行期に入っており、今後の流行拡大についても昨シーズンより早い時期に進行する可能性があります。

つきましては、下記事項についてご留意いただき、インフルエンザワクチンの早期接種及び感染対策の徹底が図られるよう、御協力をお願いいたします。

記

- 1 手洗い、手指衛生、咳エチケット及び適切な換気など、基本的な感染対策を徹底すること。
- 2 発熱、咳、咽頭痛、倦怠感等の症状がある場合は、無理な登校、出勤、通所等を控え、早めの受診を検討すること。
- 3 高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、乳幼児など重症化リスクの高い方については、体調変化に十分注意すること。
- 4 インフルエンザワクチン接種は発症予防及び重症化予防に一定の効果が期待されることから、利用者、児童生徒、職員等で、インフルエンザワクチンの接種を希望する方への早期接種を呼びかけること。
- 5 学校、社会福祉施設等においては、流行の拡大に備え、感染対策、体調不良者への対応手順及び関係機関との連絡体制を改めて点検し、必要な対応を早期に実施すること。
- 6 学校、社会福祉施設等において集団発生が疑われる場合は、速やかに施設所管課及び管轄保健所へ相談するとともに、感染拡大防止対策を徹底すること。
- 7 感染者やその家族、学校、施設等に対する偏見や差別、個人の特定につながる情報の拡散が生じないよう十分配慮すること。

なお、詳細な感染対策については「令和 8 年度 今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等への対策について（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001715375.pdf>）」を参照してください。

また、新型コロナウイルス感染症についても引き続き発生動向に注意してください。

健康長寿推進課
介護サービス振興担当
TEL 055(223)1455
介護人材・基盤整備担当
TEL 055(223)1451